# 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の公表について

### 1 公表の趣旨

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度決算に基づき健全化判断比率の4指標と公営企業における資金不足比率(以下、「健全化判断比率等」という。)を算定し、議会へ報告するとともに公表することが義務付けられました。

この規定により令和6年度決算に基づく健全化判断比率等を公表します。

## 2 健全化判断比率

健全化判断比率とは、次の4指標を言います。

実質赤字比率 = 一般会計の実質赤字額 標準財政規模

注:一般会計の実質赤字が標準的な収入額に占める比率

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額標準財政規模

注:全会計の実質赤字が標準的な収入額に占める比率

「連結実質赤字額」 = 全会計の赤字額(資金不足額)

- 全会計の黒字額(資金剰余額)

地方債元利償還金等 -

実質公債費比率

(特定財源+元利償還金等に係る基準財政需要額)

(3 力年平均値) 標準財政規模 ー

(特定財源+元利償還金等に係る基準財政需要額)

注:一般会計の実質的な借入金の返済額が標準的な収入額(特定財源+元利償還金等に係る基準財政需要額を除く)に占める比率

「地方債元利償還金等」は一般会計の地方債償還費に、公営企業や一部事務組 合の地方債償還のために支払った額を加算したもの

「特定財源」は借入金償還に充当できる公営住宅使用料やウタリ住宅新築資金 等貸付金が該当 将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高に係る基準財政需要額)

将来負担比率

標準財政規模 一

(特定財源+元利償還金等に係る基準財政需要額)

注:一般会計の実質的な負債の残高が標準的な収入額(特定財源+元利償還金等に 係る基準財政需要額を除く)に占める比率

「将来負担額」は一般会計の地方債現在高、公営企業や一部事務組合の地方債 償還に対する一般会計の負担見込額、職員退職手当支給見込額等の合計

### 3 資金不足比率

資金不足比率 = 資金の不足額 事業の規模

注:公営企業の資金不足額が事業規模に占める比率 「資金不足額」とは一般会計の実質赤字額に相当するものです

# 4 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

令和6年度決算に基づく本町の健全化判断比率等は下表のとおり、いずれも早期 健全化基準及び経営健全化基準を下回りました。

ただし、本町の財政状況が厳しいことに変わりはなく、引き続き行財政改革を進め、財政の健全化に取り組んでまいります。

(単位:%)

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	15. 00	20.00
連結実質赤字比率	-	20.00	30.00
実質公債費比率	10. 9	25. 0	35. 0
将来負担比率	28. 3	350.0	

	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	_	20. 0
下水道事業会計	_	20. 0

注:「一」は赤字が生じていないため、当該指標は該当なしを示す

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」及び「健全化判断比率」等の概要 については、**総務省ホームページ**をご参照ください。

> ※健全化判断比率等の問い合わせ先 総務課財政係

TEL0146 - 36 - 2111 内線 214